

議案第53号

目黒区立福祉工房条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月5日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立福祉工房条例の一部を改正する条例

目黒区立福祉工房条例（平成19年3月目黒区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「実費」の次に「（以下「実費」という。）」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

（利用料金等の収入）

第15条の2 区長は、相当と認めるときは、指定管理者に福祉工房の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及び実費（以下「利用料金等」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として收受させる場合における第12条及び第13条の規定の適用については、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、同条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の見出し中「使用料の納付」とあるのは「利用料金の支払」と、同条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「前条第1項」とあるのは「第15条の2第2項の規定により読み替えて適用する前条第1項」と、「使用料を納付しなければ」とあるのは「利用料金を指定管理者に支払わなければ」とする。

3 区長は、第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として收受させる場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより、收受した利用料金等の一部を目黒区に納付させることができる。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(説明) 福祉工房に利用料金制を導入するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区立福祉工房条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(使用料等)</p> <p>第12条 (現行に同じ。)</p> <p>2 区長は、規則で定める実費(以下「実費」という。)を徴収することができる。</p> <p><u>(利用料金等の収入)</u></p> <p><u>第15条の2 区長は、適当と認めるときは、指定管理者に福祉工房の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)及び実費(以下「利用料金等」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合における第12条及び第13条の規定の適用については、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、同条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の見出し中「使用料の納付」とあるのは「利用料金の支払」と、同条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「前条第1項」とあるのは「第15条の2第2項の規定により読み替えて適用する前条第1</u></p>	<p>(使用料等)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>2 区長は、規則で定める実費を徴収することができる。</p>

項」と、「使用料を納付しなければ」とあるのは「利用料金を指定管理者に支払わなければ」とする。

3 区長は、第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより、収受した利用料金等の一部を目黒区に納付させることができる。